

# 感染症法に基づく 医療措置協定締結について

滋賀県健康医療福祉部 健康危機管理課

# 感染症法改正の改正と医療措置協定について

●新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年に感染症法が改正され、都道府県における感染症予防計画を改正すること、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、その協定に基づき医療を提供する仕組み等が法定化された。(令和6年4月1日施行)



## (感染症法第9条)

厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(基本指針)を定めなければならない。

## (感染症法第10条)

都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(予防計画)を定めなければならない。

## (感染症法第36条の3)

都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「医療措置協定」という。)を締結するものとする。

- 一 前条第一項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第五十三条の十六第一項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあつては、その内容
- 三 前二号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

## 〈目指す姿〉

### 誰でも安心して自宅・宿泊・施設療養できる地域の医療福祉の連携推進

- 入院医療のひっ迫を防ぐため、軽症者等が宿泊療養できる体制の確保  
→必要時に速やかに宿泊療養できるよう、平時から宿泊施設との協定締結を推進
- 自宅療養者・宿泊療養者・高齢者施設等での療養者等への医療提供体制の確保  
→往診や訪問看護、医薬品対応を行う医療機関との協定締結を推進
- 入院適用外の特に配慮を要する患者への医療提供体制の充実  
→通院により透析治療を継続できる医療機関や受診可能な産科医療機関の明瞭化

# 医療措置協定概要

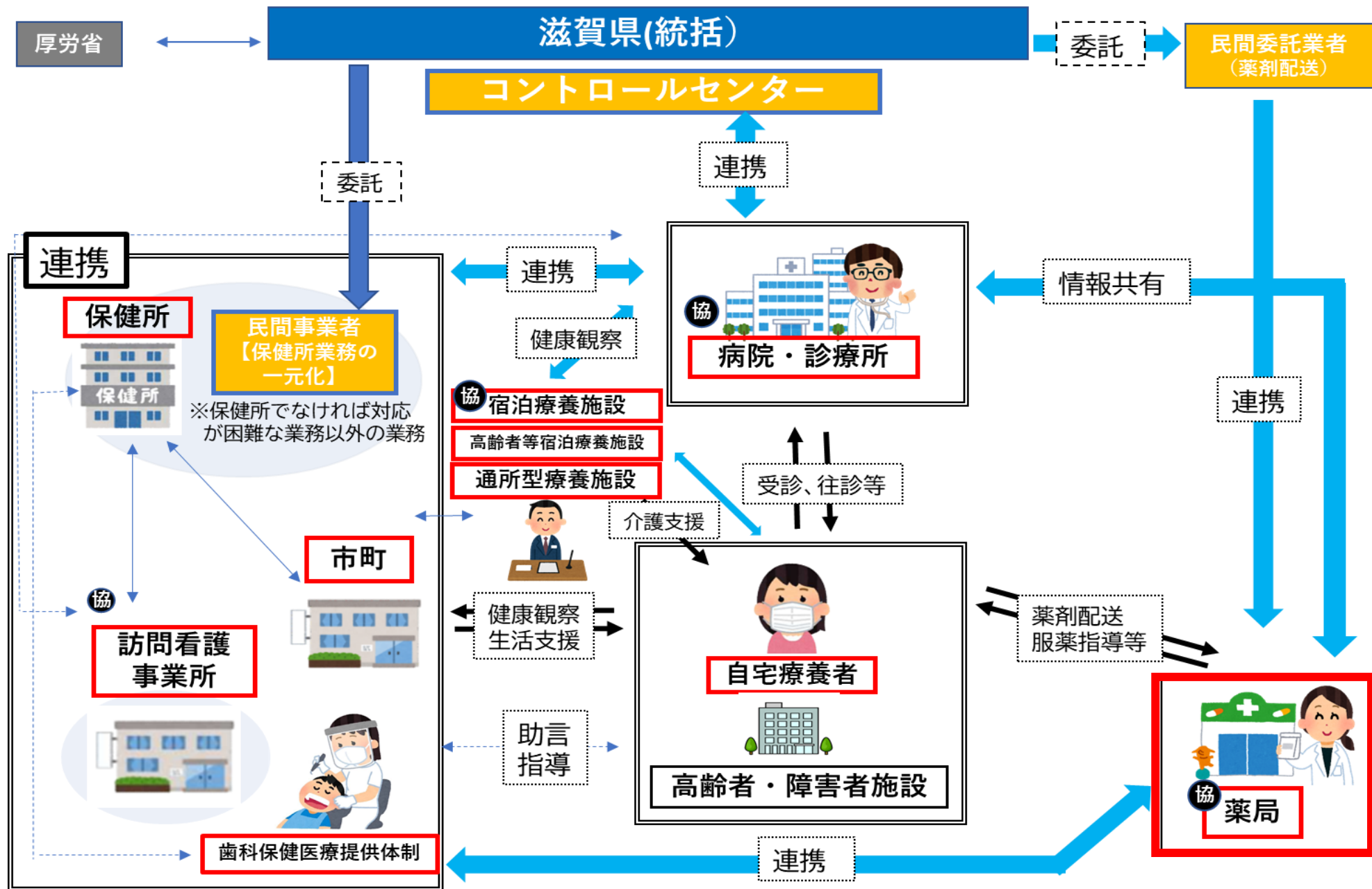
医療措置協定を締結した医療機関は、第一種協定指定医療機関と第二種協定指定医療機関に分類される(薬局は後者)。

法律上の区分	大項目	小項目 (協定のメニュー)	医療機関の種類	流行初期医療確保措置
第一種協定 指定医療機関	入院	①病床	病院	有
				無
			有床診療所	無
第二種協定 指定医療機関	入院以外の医療提供	②発熱外来	病院	有
				無
		診療所	無	
		③外出自粛対象者 (※) への 医療提供  ※自宅・宿泊療養者・高齢者施設等 での療養者	病院	/
診療所				
<b>薬局</b>				
訪問看護事業所				

## 〈第二種協定指定医療機関に求められる事項〉

- 協定締結医療機関は、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行う。機関間や事業所間の連携に当たっては、必要に応じ、通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図る。また、自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等へ適切につなぐ。
- 院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施。
- 患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるため、できる限り健康観察の協力を行う。

# 外出自粛対象者への医療の提供及び健康観察に関する体制図



# 滋賀県と薬局の医療措置協定概要

## 第1条 目的

## 第2条 要請

都道府県は、新興感染症等公表期間において、医療措置(診療等)を講ずるよう要請するものとする。

## 第3条 医療措置の内容

➢ 自宅療養者等への医療の提供、健康観察

1. 電話/オンラインでの服薬指導
2. 薬剤等の配送
3. 健康観察の一環として、服薬中の薬剤、服薬状況、服薬による体調変化等の確認

## 第4条 個人防護具の備蓄(任意)

## 第5条 措置に要する費用の負担

滋賀県の予算の範囲内において、県が薬局に補助を行う

## 第6条 最新の知見についての情報提供等

## 第7条 協定の有効期間

有効期間は3年間とし、更新しない旨の申し出がない場合は同条件で更新するものとする。

## 第8条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置

## 第9条 協定の実施状況等の報告

## 第10条 平時における準備(研修など)

年1回以上研修・訓練を行うよう努めるものとする。

## 第11条 疑義等の解決

# 滋賀県と協定を締結した薬局が講じる措置について

## 【第3条】 自宅療養者等への医療の提供および健康観察

対応時期 (目途)	流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)
対応の内容 ※1、2のいずれかおよび3については必須事項。4は任意事項。	1 電話/オンラインによる服薬指導が可能 2 療養者の居所を訪問しての服薬指導が可能 3 療養者の居所への薬剤配送が可能 4 服薬指導時等に健康観察の一環として服薬中の薬剤、服薬状況、服薬による体調の変化の確認等が可能  ※宿泊療養施設、高齢者施設、障害者施設の対応の可否を記載

## 【第10条】 平時における準備

第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、**年1回以上**、次に掲げる準備を行うよう**努める**ものとする。

一 乙の薬局において、**最新の科学的知見に基づいた適切な知識を医療従事者が習得することを目的として、研修**を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

二 **措置を講ずるに当たっての訓練**を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者を参加させること。

三 措置を講ずるに当たっての乙の薬局における対応の流れを点検すること。



国、国立感染症研究所、滋賀県、薬剤師会等が主催する研修または自薬局・他薬局で開催される研修等に参加。  
(次期新興感染症発生時に薬局に求められる役割、改正感染症法と薬局の立ち位置について、協定内容について、PPEの着脱訓練等) ※研修・訓練の内容について県として特に指定するものではない。



# 医療措置協定締結における留意事項

- ①滋賀県から協定締結の協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならないこととされている。  
(感染症法第36条の3第2項)
- ②医療機関と滋賀県が協議し、双方合意のもと締結する。
- ③医療機関または滋賀県から、更新しない旨等の申し出がない場合、同一条件により3年間更新される。(その後も同様)
- ④正当な理由がなく協定に基づく措置を講じていない場合は、都道府県は感染症法等に基づく措置を行うことができるとされているが、正当な理由があればこの限りではない。

※正当な理由の例(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインより)

- ・医療機関内の感染拡大により、医療機関内の人員が縮小している場合
- ・ウイルスの性状等が協定締結時に想定したものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合
- ・感染症以外の自然災害等により人員や設備が不足している場合等

- ⑥協定を締結したときは、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容を公表するものとされている。  
(感染症法第36条の3第5項/第36条の6第2項)

【公表される内容(予定)】 協定を締結した医療機関等機関名／締結した協定の内容

- ⑦協定締結後、都道府県知事が必要があると認めるときは、協定に基づく措置の実施状況等の報告(G-MISを想定)を求めることができるとされている。  
(感染症法第36条の5第1項/第36条の8第1項)

# 医療措置協定締結の履行に要する費用の負担について

第3条に基づく措置に要する費用については、都道府県が予算の範囲内において補助を行うものとする。なお、**その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるもの**とする。

滋賀県が負担する費用の詳細(金額や支払い方法等)については、新型インフルエンザ等感染症等が発生してから決定し、改めて協定締結医療機関にお示しする予定としています。

また、協定締結医療機関に対する平時における補助金、診療報酬上の支援、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際の補助金、報酬上の特例等については、現在国が検討中です。